

設問3 土地地積更正登記

(条件) 土地売買のため、A市C町一丁目2番の土地の地積更正登記を受託する。

- ・ 近傍の基本三角点等を4点(既知点)使用し、現地を測量するため結合トラバース測量を行い、多角点2点(新点)を設置する。
- ・ 事務所から現場まで約4km、法務局(出張所、支局)まで約6km
- ・ 地目: 宅地(市街地)
- ・ 更正後の地積: 180.00㎡
- ・ 申請土地(1筆)と隣接地(6筆)の調査
- ・ 地図に準ずる図面及び地積測量図(1筆)の調査
- ・ 道路及び隣接民有地と筆界確認を行う。
- ・ 現地境界点(B, C)にはコンクリート杭が存する。
- ・ 現地境界点(A, E)には金属標、(D)にはコンクリート杭を設置する。
- ・ 登記完了後の土地登記全部事項証明書1通を取得

